

令和8年度 保育利用ガイド

認可保育園・認定こども園（2号・3号認定子ども）等利用案内

★ このガイドには、認可保育園や認定こども園、地域型保育事業のほか、保育を利用できる施設・事業の利用申込みから利用開始後の重要な事項を記載しています。
必ずお読みいただくとともに、令和8年度中は保管してください。

令和8年4月入園の
一次募集受付期間

令和7年10月20日（月）～ 令和7年11月6日（木）
受付時間：月～金（祝日・休日を除く）8:30～17:15

詳細はP.3へ

保育利用に関すること、入園等の相談、このガイドに関する問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁9階）岡山市岡山っ子育て局保育・幼児教育部
（※令和8年度中に市役所本庁新庁舎へ移転予定）

●保育施設等の保育利用申込みの手続きについて

就園管理課

☎：086-803-1432

FAX：086-803-1842
E-mail：shuuenkanri@city.okayama.jp

●入園等の相談（保育コンシェルジュ専用ダイヤル）（P.16参照）

就園管理課

☎：086-803-1313（9:00～17:00）

●延長保育・一時預かり・障害児保育について

幼保運営課（公立園）

☎：086-803-1227
FAX：086-231-1572

保育・幼児教育課
（私立園）

☎：086-803-1228
FAX：086-231-1572

（病児保育事業については保育・幼児教育課へお問い合わせください。）

FAQ

よくある問い合わせについては、下の二次元コードに載せておりますので参考にしてください。



晴れの日保育通信 岡山っ子プラス(+) を配信しています

岡山市の保育施設の受入見込みの更新状況や利用調整結果の通知時期等の情報を配信しています。下の二次元コードを読み取り、ご登録ください。（詳しくは、岡山市ホームページをご覧ください。）

岡山市ホームページ



メルマガ登録用

空メールを送信してください。



LINE登録用

岡山市役所公式LINE



保育・幼児教育施設の 受入見込み情報

保育園、認定こども園、幼稚園等の最新の受入見込み状況をお知らせします。下の二次元コードをご利用ください。

令和8年4月の受入見込みについては、P.3を参照してください。



教育・保育給付認定について

保育施設等の利用（申込み）をするためには、保育施設等の利用申込みにあわせて、『教育・保育給付認定（2号・3号）』※1の申請が必要です。

◎子どものための教育・保育給付の認定区分

未就学児の年齢	満3歳以上		満3歳未満
認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
保育必要量	教育標準時間	保育短時間 / 保育標準時間	保育短時間 / 保育標準時間
施設利用区分	教育利用※2	保育利用	
対象施設等	◇市立幼稚園 ◇私立幼稚園（新制度移行済） ◇認定こども園	◇認可保育園 ◇認定こども園 （◇企業主導型保育事業（地域枠））	◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業（小規模保育等） （◇企業主導型保育事業（地域枠））
利用者負担額※3	【満3歳以上】 無償	【3～5歳児クラス】 無償	【0～2歳児クラス】 市区町村民税課税世帯は、保護者の 市区町村民税額に応じた額（P.20参照）
			市区町村民税非課税世帯は無償

※1 『教育・保育給付認定』とは、小学校就学前の児童をもつ保護者の希望や必要に応じた教育・保育サービスを提供するため、保育の必要性等を市が認定するものです。3号認定から2号認定への変更は、特別な手続きは不要です。

※2 教育利用をご希望の場合は、『教育利用ガイド』をご覧ください、施設に直接お問い合わせください。

※3 利用者負担額以外に、別途諸費用がかかる場合がありますので、詳細は各保育施設等へご確認ください。
企業主導型保育事業の利用者負担額等については、各施設へご確認ください。

教育・保育給付認定を受けて利用できる保育施設等

0～5歳児クラス		0～2歳児クラス
認可保育園	認定こども園	地域型保育事業
共働きなど、児童を家庭で保育できない保護者の代わりに保育を行います。	幼稚園と保育園の機能をあわせもった施設です。 保育を必要とする児童には、認可保育園と同じように、保護者の代わりに保育を行います。	他の施設より、小規模・少人数で保育を行います。 原則として、満3歳未満の児童が利用できる施設です。 満3歳になると連携施設等への転園申込みをすることができます。

※ 利用にあたっては、施設での保育において、集団生活に支障のない児童である必要があります。

※ 開所時間や対象年齢等については、「認可保育施設一覧」（P.32～P.40）を参照ください。

教育・保育給付認定を受けなくても利用できる保育施設や保育サービス

地域子ども・子育て支援事業（P.16～P.17参照）	認可外保育施設（P.41～P.44参照）
●こども誰でも通園制度 ●一時預かり事業 ●私立幼稚園の預かり保育 ●ファミリー・サポート・センター ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ●病児保育事業 など	●企業主導型保育事業（従業員枠） ●特認登録保育施設 ●その他認可外保育施設

認可保育施設入園までの流れ

利用希望月の検討

利用希望月の申込み締切までに申込みの準備が必要です。申込締切日は、令和8年4月入園希望の場合・・・令和7年11月6日（木）（一次募集）



希望施設の検討・見学

申込みの前々月頃までに希望園の見学を行ってください。

（特に、お子様の保育に個別の配慮を必要とされる場合（食物アレルギー含む）、必ず園へ事前にご相談ください。内定した園で安全にお預かりできないと判断される場合など、利用不可となることがあります。）



気になることを
確認しましょう！

例えば、

- ・園の雰囲気や保育の方針はどうか？
- ・食物アレルギーには対応してもらえるかな？
- ・保育料以外の費用はどのくらいかな？
- ・延長保育は利用できるのかな？
- ・紙おむつかな？布おむつかな？

見学については**各施設で直接受付**を行っています。方法や時期は異なりますので各施設へお問い合わせください。

※4月入園に関しては、一斉の見学会の日程を設けている施設もありますので、早めにお問い合わせください。

利用申込み

申込みに必要な書類をご準備いただき、申込み締切までに必ずご提出ください。

- ・提出方法・・・P.3 参照
- ・必要書類・・・P.8～P.10 参照
- ・4月入園スケジュール・・・P.3～P.4 参照
- ・5月以降入園スケジュール・・・P.5 参照

利用調整

保護者の就労状況等に基づき点数化し、点数の高い方から利用調整を行います。利用調整等について・・・P.11～P.13 参照

申請者の携帯電話番号にSMSにて結果を送信します。

内定の場合

- ① 保護者より内定した園に連絡していただきます。
※4月入園の一次募集に限り、園への連絡は不要です。
内定した園からのお知らせをお待ちください。
- ② 内定した園の指示に従い、**健康診断**を受診します。
- ③ 健康診断の結果、**集団生活が可能と判断された場合**、利用が**決定**となります。

利用不可の場合

年度内で支給認定が継続している期間は申込みが継続します。希望園変更をする場合は希望月の締切までにお手続きください。

利用申込みの注意事項

7ページ

利用調整等

11ページ

障害のある児童の保育

13ページ

広域利用

15ページ

電子申請

15ページ

利用者負担額

19ページ

入園後の注意事項

23ページ

書類の記入方法

24ページ

保育施設一覧

32ページ

保育利用申込窓口

46ページ

1 入園手続き等について

令和8年4月1日から入園を希望する場合

利用申込書等の取得先及び提出先（※ 電子申請についてはP.15をご覧ください。）

取得先 および 提出先	就園管理課、各福祉事務所、各支所（御津、建部、瀬戸、灘崎） 一次募集受付期間中は、臨時受付窓口（岡山市役所本庁舎1階多目的ルーム）を開設します。 利用申込書等は、岡山市ホームページからもダウンロードできます。 A4サイズに印刷してご利用ください。 ○入園関係書類ダウンロードページ（右の二次元コードをご利用ください。） 【URL】 https://www.city.okayama.jp/shisei/0000021680.html 	
受付時間	上記の各窓口	平日（祝日、休日を除く） 8:30～17:15 臨時受付窓口でのみ、11月1日（土）、2日（日）も受け付けます。
郵送での 提出	郵送先	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市就園管理課 宛
	注意事項	書類の不足や記載内容等に不備がないか、いま一度確認し郵送してください。 各締切日必着 です。日にちに余裕をもって郵送してください。（特定記録郵便等推奨）

【一次募集】受付窓口の設置について

一次募集受付期間	令和7年10月20日(月)～11月6日(木) 必着 市の窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日・休日を除く） 8:30～17:15
----------	---

- 郵送及び電子申請は、令和7年10月15日（水）から受付を行います。
- 原則として、土曜日・日曜日・祝日は受付を行いませんが、臨時受付窓口（岡山市役所本庁舎1階 多目的ルーム）でのみ、11月1日（土）・2日（日）も受付を行います。（受付時間 8:30～17:15）
※ お車で越しの際は、Dパーキング岡山市役所をご利用ください。駐車券の割引処理により、1時間以内は無料となります。（市役所本庁舎構内駐車場や、その他の駐車場は無料になりません。）
- 福祉事務所・支所における受付は、平日のみで、11月1日（土）・2日（日）は行いません。
※ 混雑緩和のため、郵送による書類の提出や電子申請のご利用にご協力をお願いします。
※ 郵送の際は、特定記録郵便や簡易書留郵便のご利用を推奨します。
※ 障害のある児童の保育利用を希望する方は、P.13～P.14 もご確認ください。
- 一次募集受付期間中は、岡山市役所本庁舎9階就園管理課では、4月入園の申込み受付は行いません。

【一次募集】受入見込み情報の掲載について

- 10月15日（水）から11月6日（木）の間、令和8年4月入園の一次募集に係る各保育施設等の受入見込み情報を、岡山市ホームページに掲載します。
- 受入見込み情報は、あくまで10月1日時点の在園児を基にした参考情報であり、施設の受入態勢の変化など施設の状況によって、実際の受入人数と異なる場合があります。

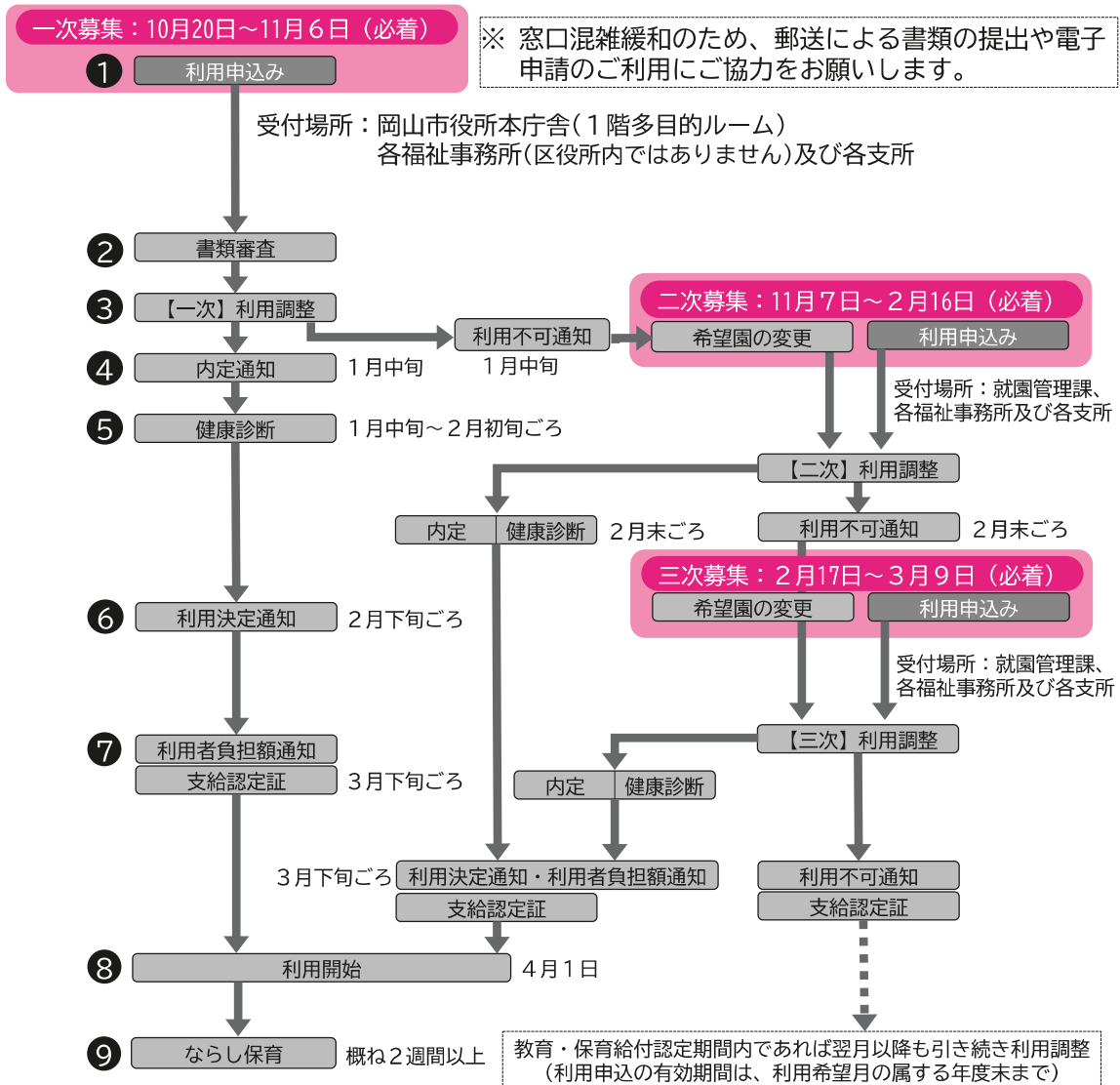
二次募集受付期間	令和7年11月7日(金)～令和8年2月16日(月) 必着 市の窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日・休日を除く） 8:30～17:15
----------	--

- 受入見込み情報は、申込期限の1週間程度前から締切日までの間、岡山市ホームページに掲載する予定です。
- 一次利用調整で利用不可となった施設でも、受入が可能となった場合は二次利用調整を行います。
- 一次利用調整から引き続き二次利用調整を希望する方で希望施設の変更をされる方は、「変更届」を提出し希望施設の変更手続きをしてください。

三次募集受付期間	令和8年2月17日(火)～令和8年3月9日(月) 必着 市の窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日・休日を除く） 8:30～17:15
----------	---

- 受入見込み情報は、申込期限の1週間程度前から締切日までの間、岡山市ホームページに掲載する予定です。
- 二次利用調整で利用不可となった施設でも、受入が可能となった場合は三次利用調整を行います。
- 二次利用調整から引き続き三次利用調整を希望する方で希望施設の変更をされる方は、「変更届」を提出し希望施設の変更手続きをしてください。

利用申込みから利用開始までのスケジュール【令和8年4月入園希望】



【一次～三次募集共通】令和7年度の利用申込みをしている（する予定の）方が令和8年度の利用申込みを並行して行う場合の注意

- 令和7年度に利用が決まった施設を令和8年4月以降も継続利用するためには、令和7年度入所月の申込み締切日までに、その施設を令和8年度の利用申込みで希望しておく必要があります。
 - 令和8年度と令和7年度の利用希望施設が異なる場合、令和7年度に利用が決まったとしても、その施設の利用期間は最長で令和8年3月末までとなります。
- ※ 利用申込みは年度ごとに手続きが必要になります。令和8年度の利用希望施設を令和7年度から利用希望する場合は、令和7年度の利用希望施設の変更手続きを行ってください。

【一次～三次募集共通】申込み結果について

- 利用調整の結果にかかわらず結果通知書をお送りします（二次募集及び三次募集については、新規申込みの方と希望園変更をした方へのみの送付となります）が、Webでも結果を確認することができます。
 - 以下の番号からSMSで申込み結果確認の案内が代表保護者の方へ届きますので、認証コードと児童、保護者の生月日を入力してスマートフォンで結果を確認してください。
送信元SMS番号 086-803-1432 ※ ソフトバンク回線を利用している方は異なる番号から届きます。
- ※ 以前にも保育利用申込みの申請をしており（きょうだいの申込みを含む）、申請者が異なる場合、特に変更手続きをされなければ以前に申請をされた方の電話番号に届きます。

年度途中（5月1日以降）から入園を希望する場合

年度途中の入園を希望
する場合の申込期限

利用希望月の前月1日の17:15 必着
(1日が閉庁日の場合は翌開庁日)

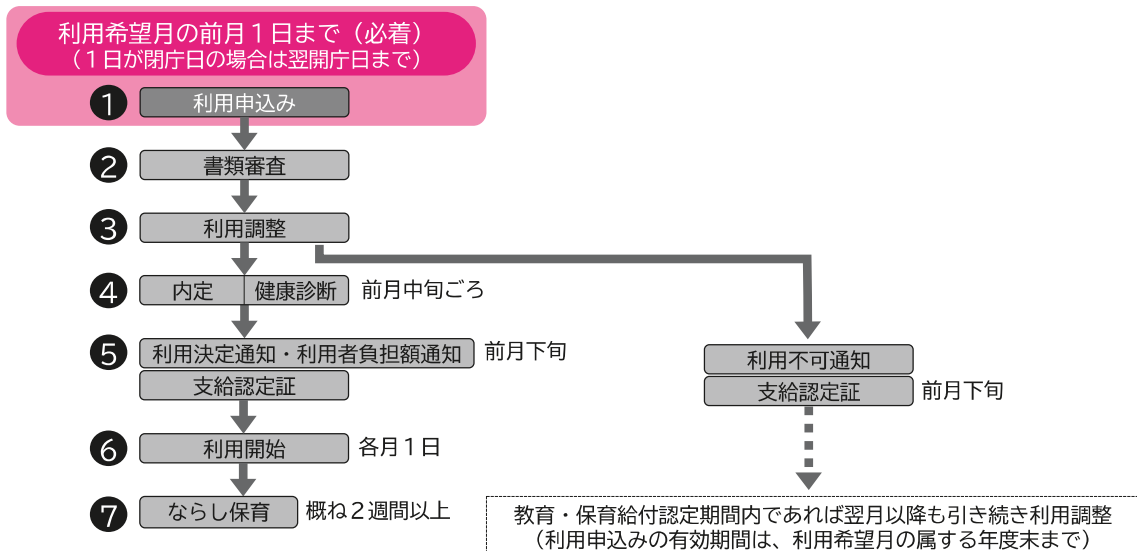
【年度途中】受付について

- 年度途中の申込みは、利用希望月の概ね4か月前から受付を行います。
- ※ 郵送の際は、特定記録郵便や簡易書留郵便のご利用を推奨します。
- ※ 障害のある児童の保育利用を希望する方は、P.13～P.14 もご確認ください。

【年度途中】受入見込み情報の掲載について

- 年度途中の各保育施設等の受入見込み情報は、申込期限の1週間前から締切日までの間、岡山市ホームページに随時掲載する予定です。
- 受入見込み情報は、あくまで公表日時点の在園児数を基にした参考情報であり、施設の受入態勢の変化など施設の状況によって、実際の受入人数と異なる場合があります。

利用申込みから利用開始までのスケジュール【年度途中の入園希望】



【年度途中】申込み結果について

- 利用調整結果は、Web でご確認ください。
- 以下の番号から SMS で申込み結果確認の案内が代表保護者の方へ届きますので、認証コードと児童、保護者の生月日を入力してスマートフォンで結果を確認してください。なお、SMS は保育利用申込みの代表保護者の電話番号へ届きます。

送信元 SMS 番号 086-803-1432 ※ ソフトバンク回線を利用している方は異なる番号から届きます。

※ 以前にも保育利用申込みの申請をしており(兄弟姉妹の申込みを含む)、申請者が異なる場合、特に変更手続きをされなければ以前に申請をされた方の電話番号に届きます。

- 利用不可の場合、初回のみ結果通知書をお送りするほか、保育コンシェルジュから電話でご連絡します。また、希望園の変更手続きをされた場合は、変更月に限り結果通知書が届きます。



保育施設等を申し込むための条件は？

利用希望月の1日時点で、次の1と2の両方に当てはまる場合、教育・保育給付認定（2号・3号）を受けることができ、保育施設等の利用申込みができます。教育・保育給付認定は月単位での認定です。

- 1 保護者と児童が岡山市に居住し、住民登録をしている（する予定である）こと
- 2 「保育の必要性」の事由のいずれかに保護者が当てはまること（下表参照）

「保育の必要性」の事由		教育・保育給付認定の有効期間
就労	月48時間以上労働することを常態としている場合	[2号認定] 小学校就学の始期に達するまでの期間 [3号認定] 満3歳に達するまでの期間 } 内で必要と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から出産（予定）日の翌日より8週後の期間を含む月単位の期間にある場合	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から出産（予定）日の翌日より8週後の期間を含む月単位の期間
疾病・介護・災害等	・病気やけが、又は心身に障害がある場合 ・親族等を常時介護又は看護している場合 ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	就労の有効期間と同じ
求職中	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている場合	3か月間
就学 ^{※1} 、職業訓練	就学や職業訓練のため、保育することができない場合	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
社会的養護	社会的養護の必要がある場合	就労の有効期間と同じ
育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合	下記「育児休業にかかる児童のきょうだいの在園が認められる期間」のとおり
その他、上記に類する状態であると市長が認めた場合		
	育児休業復帰予定 ^{※2}	復帰予定月の前月から翌月までの3か月間
	採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から翌月までの3か月間
	その他の認定事由	認定事由により必要と認められる期間

※1 就学の対象となるのは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び職業訓練校等です。

※2 育児休業にかかる児童について、利用申込みをすることは可能ですが、その場合には利用開始月の翌月末までに職場復帰する必要があります。利用希望月の翌月末までに復帰する予定がない場合は、新規の利用申込みをすることはできません。また、利用開始月の翌月末までに就労証明書に記載された条件で復帰しない場合は、保育施設等を退園となる場合があります。

入園したあとも認定を受け続ける必要があります

□ 育児休業にかかる児童のきょうだいの在園が認められる期間

以下のいずれかとなります。

- 育児休業にかかる児童が満1歳になる月の末日まで
(例) 令和7年7月1日生まれの場合、満1歳になる日は令和8年6月30日なので、令和8年6月末まで
- 育児休業にかかる児童が「育児休業復帰予定」の事由で利用申込みをし、利用調整の結果、利用不可となった場合かつ利用申込みを継続している場合は、その児童が満1歳となる日の属する年度の末日まで
(育児休業にかかる児童が、年度途中できょうだいの利用している保育施設等に利用申込みをしても入園が困難な場合があります。このため、きょうだいも退園にならないための救済措置として設けたものです。)
⇒ただし、その児童が利用申込みの際に「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」とした場合は、育児休業にかかる児童が満1歳になる月の末日まで
(例) 育児休業にかかる児童が令和7年5月5日生まれで、その児童が利用申込みの際に「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」としたとき、きょうだいは令和8年5月末までの利用
⇒利用調整の結果、内定となり、その内定を辞退した場合は、辞退した月の末日まで
(例) 育児休業にかかる児童が8月入園の選考の結果内定となりその内定を辞退したとき、きょうだいは7月末までの利用
- 次年度に小学校への就学を控える場合（5歳児クラス）

□「保育の必要性」の事由の変更ができないケース

- ①「求職中」から「求職中」への変更 ③「育児休業復帰予定」から「妊娠・出産」への変更
- ②「育児休業復帰予定」から「求職中」への変更 ④「採用予定」から「求職中」への変更

□ その他の注意事項

- 「保育の必要性」の事由の変更により、認定の有効期間が変更（短縮）となる場合があります。

注 意 事 項

事前確認・利用申込み



必ず確認を！

<施設選びにあたって>

- **希望される保育施設等の保育方針や、利用者負担額以外の費用などを事前に確認（見学、電話等）してください。**
- アレルギーや発達について気になること、先天性の疾患や慢性の病気がある場合は、あらかじめ希望する保育施設等にご相談ください。**※児童の状態によっては希望される保育施設等での受け入れが難しい場合があります。**
- 保育施設等によって利用開始できる月齢等が異なります。「認可保育施設一覧（P. 32～P. 40）」を確かめて申込みしてください。

<利用申込みにあたって>

- 保育利用の決定は月単位（暦月）で行います。原則として月の途中での利用開始はありません。
- 利用申込みの有効期間は、利用希望月の年度末までです。教育・保育給付認定期間内であれば、翌月以降も引き続き利用調整を行います。利用調整が不要になった場合は、「退園等届出書」を提出し、利用申込みを取り下げてください。
- 利用開始後、**年度途中で利用を継続したまま利用施設を変えるために申込みをすること（転園申込み）は、転居や転職等の理由により通うことが著しく困難な場合やきょうだいで別々の認可保育施設等を利用している場合※を除き、原則として認められません。**4月入園申込みについては、年度末（3月31日）をもって利用中の施設を退園となります。
※ きょうだいで別々の認可保育施設等を利用している場合の転園は、きょうだいのいずれかが在籍している園へ他のきょうだいが申込みをする場合などの条件があります。
- 地域型保育事業利用の場合は、**満3歳到達時には、地域型保育事業以外の認可保育園、認定こども園へ転園申込みをすることができます。**
なお、転園申込みの有無にかかわらず、地域型保育事業所が認める場合に限り、引き続き年度末まで利用できます。
- 不正又は偽りの行為により教育・保育給付認定申請や利用申込みをした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただきます。

例 ・「就労」による保育の必要性の事由で認定を受けているにもかかわらず、勤務の実態がない。
・育児休業復帰予定で利用を申し込んだにもかかわらず、当該勤務先に復帰をしない。 など

- **申込み時の勤務（予定）時間と入園後の勤務時間が異なる場合や「保育の必要性」が変わる場合は、退園していただく場合があります。**

申込み内容に変更がある場合

内容	必要書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があるとき	変更届※
利用申込み後に希望施設を変更する場合	変更届（締切：各申込月の締切と同じ）
利用申込みを取り下げる場合	退園等届出書
「保育の必要性」の事由に変更がある場合（出産する場合や、転職、勤務時間の変更等）	変更届 P. 9 に掲載の「保育の必要性」の事由がわかる書類一覧表内の該当する必要書類

※ 結婚（離婚）の場合、結婚（離婚）日が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等が必要です。婚姻等により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の就労証明書等も必要です。離婚の場合、ひとり親に関する確認票の提出が必要です。また、児童の健康保険上の扶養者について変更がある場合は、変更届で申告してください。

利用申込書等について

利用申込書等は就園管理課、各福祉事務所、各支所等で配布しているほか、岡山市のホームページから様式をダウンロードしていただくこともできます。詳細はP.3を参照してください。また、保育利用申込みに必要な書類は以下のとおりです。

◎必要書類

次の①～④の書類は必須です。⑤～⑥ (P.10 参照) の書類は必要に応じてご提出ください。各様式の記入例は、P.24～P.31を参照してください。

① 『教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2号・3号認定用）』（P.24～P.25 参照）

・児童1名につき1枚必要です。

※ ハローワークに育児休業給付金の延長の申請を行うにあたり、申込書の写しの提出が必要となります。申込書の写しは提出前に各自でご用意ください。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

② 「保育の必要性」の事由がわかる書類 (P.26～P.29 参照)

- ・保護者1名につき1枚必要です。
- ・保護者の状況に応じて提出書類が異なるので、次ページの一覧表を参考に必要書類を準備してください。
- ・きょうだいで同時に利用申込みを行う場合は、年齢が一番上の児童の利用申込書にのみ添付してください。
- ・申込み時点での保護者の状況ではなく、利用希望月の1日時点の保護者の状況に応じた書類を提出してください。

③ 『教育・保育給付認定申請等に係るマイナンバー届出用紙』（P.30 参照）

- ・児童1名につき1枚必要です。 ※ 過去に利用申込み等でご提出いただいている場合、再提出は不要です。
- ・利用申込世帯員（同居の祖父母等を含む）のマイナンバーを確認するための書類です。
- ・詳細については、マイナンバー届出用紙の裏面をご確認ください。

④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書等）

- ・窓口で提出する場合は、本人確認書類の提示をお願いしています。
- ・郵送で提出する場合は、申請者の本人確認書類の写しを添付してください。
- ・申込み時点で岡山市に住民登録が無い場合は、児童の生年月日の確認のため、児童の生年月日が記載された公的な身分証明書の写し（マイナンバーカード、健康保険資格確認書等）を添付してください。

⑤ 市区町村民税課税証明書（該当者のみ）(P.31 参照)

- ・保育利用調整 (P.11～P.13 参照) のために必要な書類です。下表に掲げる該当の日に、岡山市に住民登録がなかった保護者は、住民登録のあった市区町村で課税証明書（所得額、控除額及び市区町村民税額が記載されたもの）を取得し、ご提出ください。

令和7年1月1日に 岡山市に住民登録がなかった保護者	令和7年度 市区町村民税課税証明書（令和6年分所得） （令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村から取り寄せてください。）
令和8年1月1日に 岡山市に住民登録がない（なかった）保護者	令和8年度 市区町村民税課税証明書（令和7年分所得） （令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村から取り寄せてください。） （令和8年6月頃からの発行となります。）

※ 「年度」について間違いがないよう、よくご確認ください。

※ 非課税の方や税法上の扶養に入っている配偶者も必要です。

※ マイナンバー届出用紙を提出された方でも、課税証明書の提出は必要です。

※ 上表に掲げる該当の日において日本国外に居住していたため、日本国内において市区町村民税が課税されていない場合は、課税証明書の提出は不要です。ただし、収入等に関する資料（外国居住期間給与証明書、居住していた国の所得証明書または給与明細書の写し）を外国居住期間収入状況申告書に添付してご提出ください。

※ 希望月の申込締切日までに、令和7年度の課税証明書が未提出の場合は4～8月、令和8年度の課税証明書が未提出の場合は9月以降の保育利用調整において、同点時基準表における優先順位6及び7が適用されません (P.12 参照)。

「保育の必要性」の事由がわかる書類一覧表

保護者の状況		必要書類 ※1
就労	被雇用者 株式会社等の役員	・就労証明書 ※ 複数の勤務先がある場合は、全ての勤務先の就労証明書を提出してください。また、複数の就労先がある旨を申立書に記載し、ご提出ください。 ※ 児童の祖父母が代表を務める自営業で就労している場合は、その祖父母の書類も提出してください（下記「自営業（商業、農業）」の必要書類と同じ書類）。なお、株式会社、有限会社など、法人化されている場合は自営業に該当しませんので祖父母の書類は不要です。
	自営業 （商業、農業）	・就労証明書 ・帳簿、領収書、納品書、請求書、作付面積のわかる資料（農業）など、自営業による金銭のやり取りが確認できる書類の写しを3枚以上（概ね3か月以内のもの） ※ 確定申告書の写し、開業届は上記に該当しません。 ※ 株式会社、有限会社など、法人化されている場合は自営業に該当しませんので、自営業による金銭のやり取りが確認できる書類の写しは不要です。 ※ 複数の勤務先がある場合、申立書にその旨を記載しご提出下さい。
	内職	・就労証明書または内職状況申告書
妊娠・出産		・保育利用事由申告書 【2出産、病気、障害、介護（看護）の人】 ・親子手帳（母子健康手帳）の保護者名と分娩予定日がわかるページ(岡山市の親子手帳の場合、P.1とP.4)の写し
疾病・負傷・障害		・保育利用事由申告書 【2出産、病気、障害、介護（看護）の人】 ・疾病・負傷：疾病負傷証明書（申込締切日の過去6か月以内に証明されたもの） ・障害：障害者手帳等の写し
親族等の介護又は看護		・保育利用事由申告書 【2出産、病気、障害、介護（看護）の人】 ・保育利用申込等に係る確認願（申込締切日の過去3か月以内に民生委員が証明したもの） ・介護や看護が必要な状況がわかるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書の写し）
災害		・り災証明書、被災証明書等の写し
求職活動		・求職活動状況申告書
就学・職業訓練		・保育利用事由申告書 【1就学、就学予定の人】 ・在学証明書および時間割などの就学時間がわかるものの写し
育児休業中 ※2		・就労証明書（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）
育児休業復帰予定 ※3		・就労証明書（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの） ・育児休業復帰予定での申込みについての誓約書
採用予定		・就労証明書
起業予定		・就労証明書 ・事業用に購入した物品等の領収書、店舗予定地の賃貸借契約書等の写しなど、起業を予定していることがわかるものを3枚以上（概ね3か月以内のもの）
就学予定		・保育利用事由申告書 【1就学、就学予定の人】 ・合格通知書および時間割などの就学時間がわかるものの写し
不存在		・保護者が不存在であることがわかる書類 - ひとり親家庭：⑥その他、必要書類の区分3（P.10）をご確認ください。 - 海外居住等：パスポート、ビザ等の写し
市長が特別に認める場合		就園管理課にご相談ください。

※1 添付書類は、A4の用紙にコピーして提出してください。

提出書類の余白には、必ず希望園（第1希望）、児童名（フリガナ）、児童生年月日をご記入ください。
証明書類については、特段の記載がなければ、申込締切日の過去3か月以内に証明された書類が必要です。ただし、令和8年4月利用申込み（一次募集）では、令和7年9月12日以前に証明された書類が必要です。

※2 保護者が育児休業中かつ当該年度中の保護者の職場復帰を前提として、次年度に小学校への就学を控えている児童（育休取得前に保育施設等を利用していた児童に限る）についてのみ利用申込みができます。

※3 育児休業制度が適用されない方が産休に入る直前の職場に再雇用される場合など、育児休業復帰に準じた取扱いが認められる場合は、育児休業復帰予定として利用申込みができます。その際には、「育児休業制度は無いが、再雇用の見込みあり」といった内容が就労証明書の備考欄に記載されている必要があります。

⑥ その他、必要書類

下表の区分に該当する場合は、区分に応じた必要書類をご提出ください。

区分	必要書類	必要な理由・備考
1 令和8年度末で65歳未満(昭和37年4月2日以降に生まれた方)の祖父母が同一住所に居住している場合 (世帯分離している場合も含みます。)	・祖父母の就労証明書等 P.9に記載の表の区分に応じた必要書類をご提出ください。	調整点数表(区分I)の適用(P.12参照) 求職中や書類未提出の場合、区分Iが適用され減点となります。
2 同一生計の子どもが就学や療育等の理由により市外へ居住(別居)している場合	下記のいずれかをご提出ください。 ・仕送り実態が分かるもの(通帳の写し等) ・別居している子どもの健康保険被保険者証の写し	多子世帯に対する利用者負担額の軽減(P.21参照)
3 ひとり親世帯(事実婚を除く)	・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のうちいずれかの写し ※ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を提出する場合は、ひとり親に関する確認票もご提出ください。また、戸籍は利用申込み締切日から直近6か月以内に取得したものを提出してください。 ・離婚調停中の場合は、裁判所が発行した事件係属証明書等の写し ※ ひとり親世帯に準じて調整点数表(区分A)が適用されるには、離婚調停の事件係属証明書が必要です。婚姻費用分担調停やその他の調停は適用外となりますので、ご注意ください。また、離婚協議中の方は該当しません。	調整点数表(区分A)の適用(P.12参照) ひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減(P.21参照)
4 障害のある児童が、一般園の利用を希望する場合※1	・心身状況表(A・B) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書※2(1年以内に証明されたもの)のいずれかの写し ※ 障害児通所受給者証の写しは不可	調整点数表(区分E)の適用(P.12参照) P.13~P.14「障害のある児童の保育について」もご覧ください。
5 障害のある児童が、障害児保育拠点園の障害児枠の利用を希望する場合※1	・心身状況表(A・B) ・医師の診断書※2の写し(1年以内に証明されたもの)又は心理判定結果送付同意書	調整点数表(区分E)の適用(P.12参照) P.13~P.14「障害のある児童の保育について」もご覧ください。
6 保育士等として、岡山市内の保育施設等(認可保育園、認定こども園、地域型保育事業)に就労中又は就労(復職)予定の場合 (認可外保育施設や岡山市外の保育施設等は除きます。)	・保育士等就労に関する誓約書 ・保育士証の写し ※ 保育士証が旧姓のままの場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の写しや、運転免許証の裏書きなど、変更が分かる書類を添付してください。	調整点数表(区分J)の適用(P.12参照) 同点時基準表(順位3)の適用(P.12参照)
7 生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職している場合 (リストラなど、自己都合によらない退職などが対象です。)	・雇用保険受給資格者証等の写し	調整点数表(区分C)の適用(P.12参照)
8 申込児童の保護者の同性パートナーが申請を行う場合	・パートナーシップ宣誓書受領証等	

※1 医療機関等で障害に関する診断を受けている場合、申込書の「発達上気になること、障害、疾患等」に診断名等を必ず記入してください。また、障害に限らず、同項目に記入がある場合心身状況表(A・B)をご提出ください。

※2 区分4、区分5の医師の診断書について、児童の現在の状況や園生活で必要な配慮等が記載されたものがが必要です。

2 保育利用調整等入園に関すること

保育利用調整基礎点数表等

◎「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表） ※ 保護者それぞれ10点が満点

区分	類型	保護者の状況（細目）		基礎点数
1 ※1	就 労	被雇用者 自営業 農 業	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4
		内 職	月120時間以上の勤務を常態としている場合	5
			月60時間以上の勤務を常態としている場合	3
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	2
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から出産（予定）日の翌日より8週後の期間を含む月単位の期間にある場合		8
3	疾 病 ・ 負 傷 ・ 障 害	疾 病 負 傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10
			居宅内療養 （1か月以上） 安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8
				4
		障 害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3
4	同居親族等の介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用
5	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1
7	就学等	就 学	就学のため、保育することができない場合	区分1を準用
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用
8	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合※2		10
10	その他	育児休業復帰予定	育児休業予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1を準用
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用
		別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在※3	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10
		育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合		復帰時の状況により 区分1を準用
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		

※1 区分1は、休憩時間を除いた所定労働時間（自営業等の方も除きます）により判断します。

※2 既に保育施設等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合となります。

※3 区分10のうち「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

保育の必要量（利用時間）について

① 基礎点数表の網掛け部分に認定された場合、保育の必要量は「保育標準時間」となり、網掛けが無い部分の場合は、「保育短時間」となります（区分4・7・10は、区分1に準じた内容により区分します）。

② 保護者のいずれか一方でも「保育短時間」認定になる場合は、保育の必要量は「保育短時間」となります。

※ 保育標準時間及び保育短時間の詳細はP.18 参照。

◎「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

調整点数表において、同時に複数の項目に該当する場合は、該当するもの全てを加（減）算したものを世帯の調整点数とします。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算します。なお、基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
F	育児休業明け※1	①兄又は姉が育児休業中（区分9）により継続利用しており、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等に育児休業復帰予定（区分10）で利用申込みする場合※2 ②保護者が育児休業（または産前産後休暇）から復帰するため、一度退園した児童が同じ保育施設等を利用申込みする場合及び育児休業にかかる児童が当該児童と同じ保育施設等を利用申込みする場合 上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）	8 1
G	きょうだい	きょうだい（多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄弟が認定こども園を利用している場合を含む）が同一の保育施設等の利用を希望する場合	3
H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業を利用しており、年齢到達により他の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合 地域型保育事業入園時点で連携施設のない地域型保育事業に、令和7年3月までに入園し、利用している児童が、年齢到達により他の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合及び、地域型保育事業入園時点で連携施設のある事業所内保育事業の従業員枠に、令和7年3月までに入園し、利用している児童が、年齢到達により連携施設を申し込む場合※3	2 5
I	同居の祖父母	65歳未満（昭和37年4月2日以降生まれ）の同居祖父母で、基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各-3
J	保育士等	保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために自身が就労中又は就労（復職）予定の市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に児童の入園を希望し、右記の勤務を常態としている場合 上記以外で、保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職）予定で、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上 10 月48時間以上80時間未満 5 月80時間以上 5 月48時間以上80時間未満 3
K		保育利用申込書の「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」にチェックをつけた場合、合計点数を1点となるまで減点する。※4	

- ※1 区分10（育児休業復帰予定）で利用申込みした児童が、利用不可となった後も継続して利用申込みを行っている場合は、その利用申込みの途中で保護者が職場復帰したとしても、保育施設等の利用が開始されるまで、当初の利用希望月の属する年度に限らず翌年度以降も適用されます。なお、利用申込みをした児童のきょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要量（利用時間）は、育児休業にかかる児童が入園するまでは保育短時間になります。
- ※2 育児休業復帰（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）の際に、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等の受入月齢等に達していないため利用申込みができず、後に受入月齢等に達する月に利用申込みする場合も含まれます（ただし、達する月に利用申込みをしていない場合は除く）。
- ※3 令和7年3月までに地域型保育事業に入園した児童への経過措置です。
- ※4 利用調整の結果、内定となる場合があります。その場合、内定を辞退しても不可通知は発行されません。通常の点数での調整に変更を希望する場合には、変更の手続きを行う必要があります。きょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要量（利用時間）は、保育短時間になります。

◎基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）※1

順位	状況	順位	状況
1	希望順位が高い世帯	5	保育料等の滞納がない世帯※2
2	希望施設で就労（予定）している保護者がいる世帯	6	利用者負担額表の階層が低い世帯
3	調整点数表の区分J（保育士等）を適用された世帯	7	所得が低い世帯※3
4	基礎点数が高い世帯		

- ※1 基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。
- ※2 滞納の保育料等が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない世帯又は、滞納の保育料等の納付約束を履行しない世帯は、適用されません。
- ※3 順位7の基準となる保護者の所得は、4～8月の保育利用調整の場合は令和7年度課税所得（令和6年分所得）、9月以降は令和8年度課税所得（令和7年分所得）を基準とします。

利用申込書等の審査について

- 利用申込みがあった児童について、提出された利用申込書や添付書類に基づき、審査（必要に応じて実地調査）を行います。
- 就労証明書等の「保育の必要性」の事由を認定するための書類が未提出の場合は、審査ができないため保留扱いとなり、保育利用調整が行われません。
- 就労証明書等の記載に不備がある場合も審査ができませんので、記入もれ等が無いが、よくご確認ください。
- 利用申込書や添付書類を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、付近に訂正した人の署名（証明書の場合は、証明者または担当者に限る）をしてください。修正液、修正テープでの訂正及び消せるボールペンでの証明は無効です。
- 就労証明書等に記載された内容に疑義が生じた場合などは、市から証明者に対して、内容の確認の連絡などを行う場合があります。

保育利用調整について

- 受入可能人数を超える利用申込みがあった場合は、世帯の「保育の必要性」の事由と「優先利用」の内容を保育利用調整基礎点数表等（P.11～P.12 参照）に基づき点数化し、保育利用調整を行います。
- 保育利用調整の方法については、**点数の高い方から利用調整**を行い、内定者を決定します。また、利用調整において点数が同点となった場合は、**同点時基準表（P.12）に基づき利用調整**を行います。
 - ※ 利用調整点数が高くても、利用調整による優先順位が保育施設等の受入可能人数を超えた場合には入園できません。また、きょうだいで同じ保育施設等の利用を希望しても、同じ保育施設等を利用できないことがあります。
 - ※ 連携施設がある地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を利用しており、年齢到達により連携施設への転園を希望する場合、連携施設が受入れ可能であれば優先的に転園できます。
 - ※ 同点時の基準を判断するための書類を提出していない場合は、同点時基準表における優先順位が適用されません。
- 利用調整において**内定となった児童は、施設の利用開始前に健康診断を受けていただきます。その結果、集団生活が可能と判断された児童について利用の決定**を行います。なお、集団生活が可能と判断されなかった児童については、内定となった場合でも保育施設等を利用することができません。

障害のある児童の保育について

障害のある児童について、集団保育が可能な児童であれば、一般園及び障害児保育拠点園の入園を申し込むことができます。ただし、児童の状況や保育施設等の受入態勢により入園できない場合があります。希望される保育施設等にご相談いただくとともに、**児童同伴での見学をお勧めします。**

- ※ 障害のある児童が障害児保育拠点園及びひらたえがお保育園を申し込む際は、必ず障害児枠での申込みとなります。一般園の利用を希望する場合は一般枠での申込みとなります。

一般園の利用について

障害の有無にかかわらず、同年齢クラスで個々に応じた保育を行います。申込みには、P.8～P.9の必要書類及びP.10の一覧表内**区分4の書類が必要**です。

障害児保育拠点園の利用について

障害児保育拠点園では、心身に障害がある児童専用の保育室を設け、個々に応じた保育等を行っています。

- ※ 専用の保育室があるのは3歳以上児クラスのみです。3歳未満児クラスは同年齢の通常の保育室での保育となります。
- ※ 児童が必要とする支援の状況や施設の受入態勢によっては、定員に達していない場合であっても受入れできないことがあります。

◎ 障害児保育拠点園と一般園の違い

	障害児保育拠点園	一般園
対象児	集団保育が可能な児童	
障害児枠（定員）	● 拠点枠（3歳以上児）の定員は、10人以内（なお、認定こども園の1号認定（教育利用）の定員は2人） ● 3歳未満児の定員は、園の定員の3パーセント以内	● 特に受入れ定員は設けていませんが、園の受入態勢により考慮します。
保育形態	● 3歳以上児は、専用の保育室を有効に使いながら個々に応じた保育を行います。 ● 3歳未満児は、同年齢クラスでの保育を行います。	● 基本的に同年齢クラスで個々に応じた保育を行います。 ● 障害の程度により、年齢の近いクラスで保育する場合があります。

◎ 障害児保育拠点園

	保育園	認定こども園
市立	三門、緑、旭東、興除東、南輝	岡南、宇野、灘崎、浦安芳泉、西大寺
私立	かわい	

◎ 障害児保育拠点園の申込手続き

※必要書類※ P.8～P.9の必要書類及びP.10の一覧表内区分5の書類が必要です。

【区分5の書類の補足】

医師の診断書の写し：申込締切日の過去1年以内に証明された診断書の写し（児童の現在の状況や園生活に必要な配慮等が記載されたもの）が必要となります。

心理判定結果送付同意書：こども総合相談所で1年以内に心理判定を受けたことがある、又はこれから受ける場合に、判定結果を幼保運営課または保育・幼児教育課に提供いただくため必要です。

《入園条件》

- 必要書類を締め切りまでに提出したうえで、**健康診断および保育観察を受ける必要があります。**

11月下旬～12月初旬 **健康診断** 希望園の嘱託医が園での集団生活に支障がないかどうかを診ます。

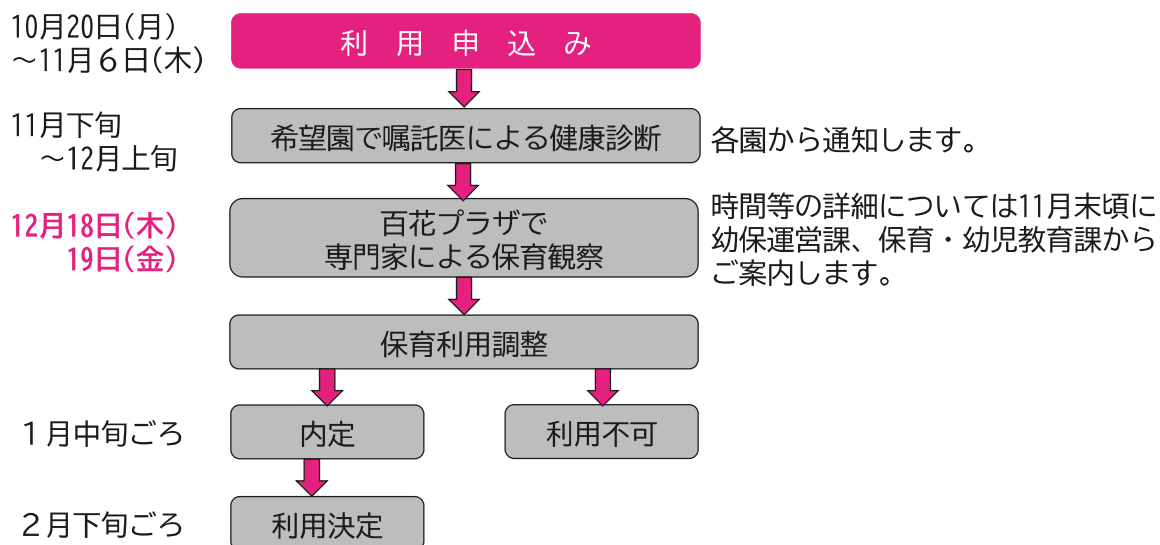
12月18日(木)、19日(金) **保育観察** (実施場所：百花プラザ 岡山市東区西大寺南一丁目2-3)

(いずれか市が指定する日) 専門家が、障害児枠の利用が適切かどうかをそれぞれの立場から診ます。

その後、定員状況等と併せて総合的に判断し、利用の可否を決定します。

◎ 申込みスケジュール (障害児保育拠点園利用)

1. 令和8年4月1日（一次募集）から、障害児保育拠点園の利用を希望する場合



2. 一次募集以降、令和8年4月1日から障害児保育拠点園の利用を希望する場合

障害児枠の定員に空きがある場合に、二次募集を行います。

※ 申込みの後、上記1の流れに準じて同様の手続き(健康診断、保育観察等)をしていただき、保育利用調整を経て、利用の可否を決定します。

※ 年度途中(5月以降)については、原則、募集は行いません。

◎ その他、注意事項

- 申込み手続き及びスケジュール以外の事項については、通常の保育利用申込みの場合と共通ですので、このガイドの内容をご確認ください。

- 利用希望時期や定員により、受入れできない場合があります。

- 詳しくは幼保運営課、就園管理課又は保育施設等にご相談ください。

※ 一般枠、障害児枠等を問わず、園での健康診断の結果、利用不可となる場合があります(P.13「保育利用調整について」参照)。

医療的ケアが必要な児童の保育について

医療的ケア（経管栄養や導尿・吸引等の医療行為）が必要な児童について、集団保育が可能な児童で入園を希望される場合は、**申込み前に必ず幼保運営課「医療的ケア児・病児等相談窓口」（TEL 086-803-1227）にご相談ください。**ただし、児童の状況や保育施設等の受入態勢により入園できない場合があります。

広域利用について

広域利用とは、住所地以外の市区町村の認可保育施設等を利用することです。広域利用をするには、申込みをしようとする保育施設等のある市区町村へ通勤・通学することや出産のため一時的に里帰りすることなど条件があります。

※ 電子申請でのお手続きをご希望の場合は必ず事前にご相談ください。

岡山市に住民登録がある児童が他市区町村の保育施設等の利用をしたいとき

- 広域利用の申込みの可否、利用申込みの締切期日および必要書類を保育施設等のある市区町村にご確認いただき、遅くとも締切期日の10日前までに岡山市にご提出ください。
- 利用申込みは、年度ごとに手続きが必要となります（協議の結果、継続できない場合もあります）。
- 岡山市の認可保育施設等を利用中の児童が広域利用を申し込む際には、利用中の保育施設等は原則、退園となります。

岡山市以外に住民登録がある児童が岡山市の保育施設の利用をしたいとき

- 就園管理課（TEL 086-803-1432）にお問い合わせください。

電子申請について

保育施設等の利用に関する手続きの一部は、電子申請が可能です。電子申請により、自宅から保育利用申込みや希望園変更（変更届）などの手続きを行うことができます。

◎ 保育利用申込みについて

保育利用申込みは、**ぴったリサービス（マイナポータル）**を使用します。手続き方法は以下のとおりです。

- ① マイナポータルにログインし、手続きを検索
マイナポータルにログインしたのち自治体設定を岡山県岡山市で登録し、サイト内の「さがす」から、「教育・保育給付認定兼保育利用申込」と検索してください。
- ② 必要事項を入力
就労証明書等保育の必要性がわかる書類を事前に電子化（写真等の画像データ化）していただき、添付してください。
- ③ 入力内容を確認し、申込み完了
就園管理課にて受け付け後に、申請の受理もしくは不受理のメールをお送りいたします。

◎ 希望園変更や保育の必要性の変更など、申込み内容の変更について

電子申請で保育利用申込み後に希望園の変更や、保育の必要性の変更手続きをするには、**岡山市電子申請サービス**を使用します。手続き方法は以下のとおりです。

- ① 岡山市電子申請サービスにログインし、手続きを検索
岡山市電子申請サービスにログインしたのちサイト内の「手続き検索」から、「変更届」と検索してください。
- ② 必要事項を入力
就労証明書等保育の必要性がわかる書類を事前に電子化（写真等の画像データ化）していただき、添付してください。
- ③ 入力内容を確認し、申込み完了
就園管理課にて受け付け後に、申請の受理もしくは不受理のメールをお送りいたします。

就園管理課のホームページ



【注意事項】

- ・ お手続きには署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要となります。
 - ・ いずれのお手続きにも、パソコン及びICカードリーダー又はNFC対応スマートフォンが必要となります。
 - ・ 就労証明書等の添付書類は、PDF形式やJPEG形式のデータで添付していただきます。
 - ・ 手続きの際に添付した書類について、読み取り不良等で改めて原本の提出を依頼させていただくことがありますので、大切に保管しておいてください。
- 詳しくは、就園管理課のホームページ（<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000027774.html>）をご確認ください。

3 地域子ども・子育て支援事業について

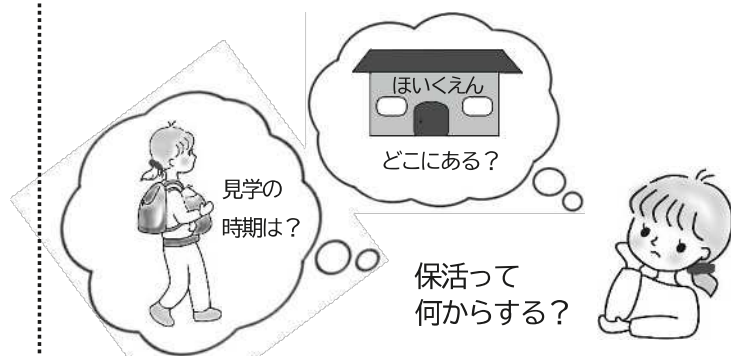
地域の子育て支援の充実のため、子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスがあります。

◎保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュとは、保育士資格や教員免許をもっており、保育園、認定こども園などの保育施設への入園に関する相談を受けたり、保育活動（保活）をしている保護者の方へのアドバイスを行ったりする専門の相談員です。

保育コンシェルジュを活用ください！

教育・保育の知識を生かしながら保護者の皆さんへの“寄り添う支援”を行っています。



【どんな相談ができる？】

- ・保育施設を選ぶ際のポイント
- ・入園時期など、ニーズに沿った施設選び
- ・家の近くや職場付近にある保育施設探し
- ・施設の空き状況や過去の決定状況 など

保育コンシェルジュ専用ダイヤル（就園管理課内）

TEL 086-803-1313

月～金（祝日を除く） 9時から 17時まで

各福祉事務所にも、1名ずつ保育コンシェルジュを配置しています。

各福祉事務所の保育コンシェルジュへのお問い合わせは、

月～金（祝日を除く）10時15分から17時00分まで（予約はできません）

●北区中央福祉事務所 TEL 086-803-1209

●北区北福祉事務所 TEL 086-251-6530

●中区福祉事務所 TEL 086-901-1231

●東区福祉事務所 TEL 086-944-1822

●南区西福祉事務所 TEL 086-281-9620

●南区南福祉事務所 TEL 086-230-0321

◎こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを利用できる制度です。

対象児童	0歳6か月～満3歳未満のこども（令和7年度は岡山市に住民登録があるこどもが対象です。） ※ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っているこどもは利用できません。
利用可能時間	令和7年度：1人あたり月10時間を上限（同じ月に複数の施設は利用できません。） 令和8年度：未定（決まり次第、就園管理課のホームページでお知らせします。）
利用施設	就園管理課のホームページをご確認ください。
利用料	施設による（就園管理課のホームページをご確認ください。）



就園管理課のホームページ



※ 施設に利用予約を行うまでに、利用認定を受けておく必要があります。就園管理課のホームページから申請してください。
スマートフォンやパソコンでの申請が難しい方は、就園管理課、各福祉事務所にご相談ください。

◎ 一時預かり事業

市内に居住（住民登録）しており、一時的に家庭での保育が困難になった就学前児童であって、次のいずれかの場合、児童をお預かりします。

- (1) 保護者のパート就労・就学等により、原則として平均週3日以内で家庭における保育が困難な場合
 - (2) 保護者の病気・出産・介護や冠婚葬祭等の理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難な場合
 - (3) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により、一時的に保育が必要となる場合
- ※ ただし、市外在住の方でも、里帰り出産、里帰り介護等の理由で一時的に岡山市に居住される場合は利用することができます。

◎ 私立幼稚園の3歳未満の預かり保育

保育を必要とする3歳未満の子どもを、一部の私立幼稚園において定期的に預けることができます。

詳しくは各実施施設へお問い合わせください。

●預かり保育実施施設一覧

施設名	所在地	対象年齢	連絡先
中仙道幼稚園	岡山市北区中仙道 2-10-17	2歳児クラス	086-241-5558
虫明学園一時預かりわくわく園	岡山市北区厚生町 2-10-3	1歳3か月～	086-230-1020
あけぼの幼稚園	岡山市南区築港栄町 23-32	満2歳児～	086-262-1309

◎ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、子どもを預けたい方（依頼会員）と、子どもを預かる方（提供会員）とを仲介する事業です。保育園などの送り迎えや、保護者がリフレッシュをしたいとき、冠婚葬祭や他の子どもの行事のときなど、少し子どもを預かってほしい場合にご利用いただけます。

※ 病児・病後児のサポートはしていません。

岡山ファミリー・サポート・センター（TEL 086-227-2525）

◎ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児がいる子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供し、育児通信の発行や育児講座の開催などの子育て支援をしています。

（実施施設は「認可保育施設一覧」(P. 32～P. 38) 参照)

◎ 病児保育事業

保護者の勤務などで、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、医療機関等において、一時的な預かりを行っています。

利用 対象 者	岡山市又は病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町村に居住し、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童で、次のいずれかに該当する児童	※ 協定締結市町村 …岡山県内市町村（美作市、西粟倉村を除く。）
	(1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童 (2) 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童	※ 児童の対象年齢や、利用方法、利用時間、利用料金（減額制度あり）などは施設によって異なります。 ※ 詳しくは施設の所在する市町村又は各実施施設へお問い合わせください。

病児保育事業HP



●病児保育実施施設一覧

市町村	施設名	所在地	電話番号
岡山市	青山こどもクリニック 病児保育あおやま	〒700-0951 岡山市北区田中 625-8	086-246-3650
	岡山大学 ますかつ病児保育ルーム	〒700-0914 岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-235-7301
	表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ	〒700-0822 岡山市北区表町 3-10-71	080-2904-4816
	黒田医院 うらら病児保育園	〒700-0935 岡山市北区神田町 2-8-32	086-233-3531
	撫川クリニック内 チャイルド・ケア ハーモニイ	〒701-0164 岡山市北区撫川 1470	086-292-8133
	数内小児科医院内 病児保育室みらい	〒703-8205 岡山市中区中井 1-5-2	086-275-5036
	青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園	〒701-0204 岡山市南区大福 281-5	086-281-7866
	山本医院内 ビオーネ病児保育室	〒700-0944 岡山市南区泉田 418-25	070-6454-5205
	羽島こども診療所内 病児保育所はしま	〒710-0043 倉敷市羽島 199-1	086-426-5037
倉敷市	田嶋内科内 ももっ子病児保育ルーム	〒711-0936 倉敷市児島柳田町 862	086-474-3310
	玉島病院内 玉島病院病児保育室	〒713-8103 倉敷市玉島乙島 4030	086-522-4141
	あさき小児科内 あさき病児保育室	〒712-8063 倉敷市水島南幸町 1-9	086-446-1110
津山市	河原内科・松尾小児科クリニック内 こどもデイケアルームさくら	〒708-0013 津山市二宮 2137-10	0868-28-5570
玉野市	たまの病院内 たまの病院病児・病後児保育室	〒706-0011 玉野市宇野 2-1-20	0863-31-2101
笠岡市	笠岡第一病院内 笠岡第一病院病児保育室	〒714-0043 笠岡市横島 1945	0865-67-0211
総社市	栗師寺慈恵病院内 栗師寺慈恵病院病児保育室	〒719-1126 総社市一丁目 17-25	090-1186-1511
備前市	備前市立吉永病院 備前市病児・病後児保育室	〒709-0224 備前市吉永町吉永中 563-4	090-7138-7377
瀬戸内市	瀬戸内市民病院病児保育室 さんさんキッズ	〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 862-1	0869-22-1234
真庭市	みんなのクリニック内 病児保育おひさま	〒719-3204 真庭市惣 195-5	070-3772-0630
	勝山病院内 病児保育ひまわり	〒717-0007 真庭市本郷 1811-2	070-4238-9439

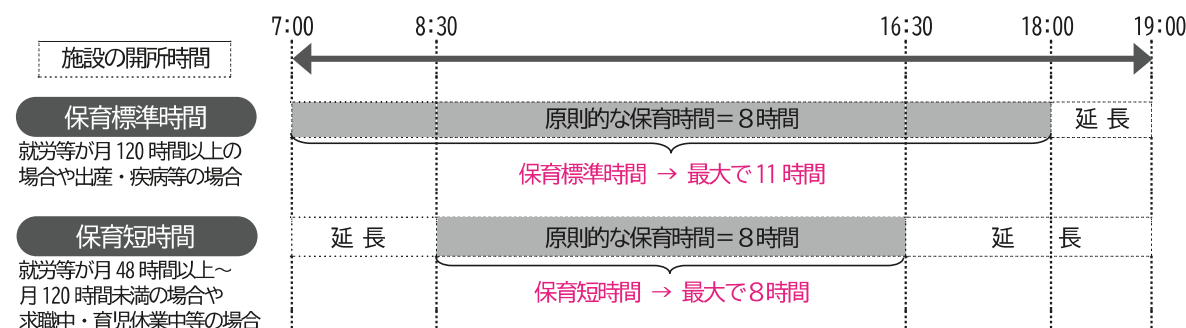
4 入園後に関すること

保育の必要量（利用時間）の認定

保育の必要量（利用時間）は、保護者の「保育の必要性」の事由や就労時間の状況などにより、「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」と「保育短時間（1日あたり最大8時間）」に区分されます。（P.11 参照）

また、保育の必要量によって、保育施設等の利用時間や利用者負担額が異なります。

【利用時間のイメージ】（例）開所時間が7:00～19:00の施設の場合



※ 開所時間及び保育時間（保育標準時間、保育短時間、延長保育の実施時間）は各施設により異なります。なお、市立保育施設での保育標準時間は原則10時間30分です。詳細は「認可保育施設一覧」（P.32～P.40）にてご確認ください。

※ 認定された保育の必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。お子様の健全な育成を図る観点から保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いいたします。ご家族でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

※ 保育の必要量の認定は、やむを得ない事情等により変更できる場合があります（原則、求職中・育児休業中の場合の変更はできません。また、時間外労働を理由とした変更もできません。）。変更を希望される月の前月末までに、就園管理課にご相談の上、手続きをしてください。ただし、月途中での変更や遡っての変更はできませんのでご注意ください。

延長保育について

保護者の就労時間等の事情により保育の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施している施設があります。

利用される場合は、通常の利用者負担額のほかに、保育の必要量に応じた延長保育料が必要です。なお、延長保育については、幼児教育・保育無償化の対象外です。延長時間は、各施設でそれぞれ設定されていますので、各実施施設にお問い合わせください。

施設種別	延長保育料
市立認可保育園 市立認定こども園	保育標準時間 2,500円 保育短時間 1,000円 ※A階層及びB階層は0円(階層についてはP.20 参照)
私立認可保育園 私立認定こども園 地域型保育事業	施設によって異なります。

現況届について

世帯の状況や保護者の「保育の必要性」の確認のため、保育施設等を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。現況届の提出がない場合、引き続き保育施設等を利用することができなくなりますので、指定された期限内に必ずご提出ください（締切り厳守）。

● 現況の確認と兼ねて、次年度の利用継続希望の有無も確認します※。引き続き「保育の必要性」の事由に該当することが確認でき、現在利用中の施設を次年度も利用希望する場合は、原則として次年度も継続して利用することができます。

※ 令和7年11月および12月に入園した方は、現況届の提出は必要ありませんが、令和8年度の利用継続の有無は確認します。令和8年1月から3月に入園した方は、別途令和8年度の利用申込みの手続き（利用申込書等の提出）が必要です。

● 次年度から現在利用している施設以外の認可保育施設等の利用を希望する場合は、現況届に併せて、次年度の利用申込みの手続き（利用申込書等の提出）が必要です。その場合は、現在利用中の施設は年度末（3月31日）をもって退園となります。なお、育児休業中で5月末までに育児休業復帰を予定していない場合であっても、4月入園に限り、申込みが可能です（5月入園以降の申込みについては、入園月の翌月末までに育児休業復帰が可能である必要があります）。

● 地域型保育事業を利用中で、年度中に満3歳になった後も事業所が認めた上で年度末まで利用している場合、現況届に併せて保育施設等転園申込書（地域型保育事業年齢到達）を提出し、次年度の利用申込みの手続きを行ってください。

5 保育施設等の利用者負担額について

幼児教育・保育無償化について

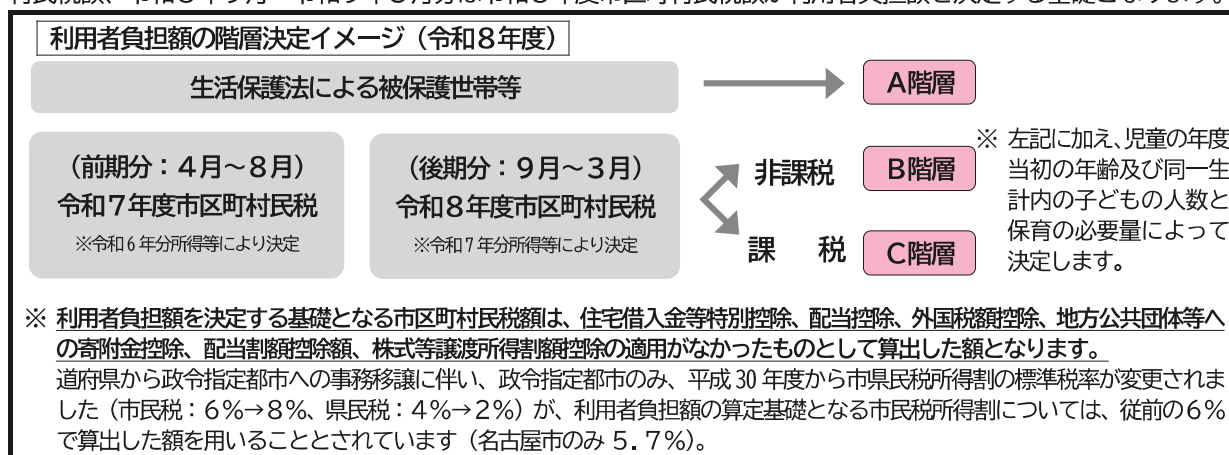
3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育園、認定こども園の利用者負担額は0円です（0歳児クラスから2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯で保育園、認定こども園（保育）又は地域型保育事業を利用する児童を含む）。ただし、給食費や延長保育（P.18 参照）のほか、各園で徴収する実費費用はお支払いいただく必要があります。詳細は就園管理課のホームページ（「幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続き」）をご参照ください。

（就園管理課のホームページ：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013062.html>）



利用者負担額の決定について

保育施設等の利用者負担額は、世帯の市区町村民税額（均等割及び所得割の額）と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数並びに保育の必要量によって決定します。また、令和8年4月～8月分は令和7年度市区町村民税額、令和8年9月～令和9年3月分は令和8年度市区町村民税額が利用者負担額を決定する基礎となります。



- 祖父母やその他の児童の扶養義務者が同一住所に居住（世帯分離している場合も含む）しており、生計の主宰者であると判断される場合（保護者の収入（所得）が税の扶養の範囲内程度の額で、かつ祖父母等に一定以上の所得がある場合など）や、児童又は保護者を税法上の扶養および健康保険上の扶養に入れている場合は、その方を生計の主宰者として推定し、その方の市区町村民税額を合算して決定する場合があります。その場合、祖父母等の税情報等も調査します。
- 岡山市にて税額調査を行い、世帯の市区町村民税額を基に利用者負担額を決定します。世帯の市区町村民税額が確認できない場合は、階層区分の中で最も高い利用者負担額で仮決定となります。また、3歳以上児クラスにおいては、副食費の免除対象の判定ができないため、一律徴収対象となります。
- 岡山市にて税額調査を行い、変更が判明した場合、利用者負担額が変更になることがあります。
- 市内の市立・私立保育施設等に利用者負担額の差はありません。
- 利用者負担額や延長保育料の他に、保護者会費等の諸費用が別途必要になる場合があります。諸費用の詳細は、各保育施設等へご確認ください。
- 利用者負担額は原則として年度を遡って変更することはできません。税額変更の可能性がある税の修正申告などをされる場合で、利用者負担額の変更についてご不明点がございましたら、ただちに就園管理課へご相談ください。

令和8年度利用者負担額表（予定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額（単位：円／月）		
				3歳未満児（0・1・2歳児クラス）		
階層区分	定 義			保育標準時間	保育短時間	
A階層	●生活保護法による被保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（同法第11条第2項の単給の場合を含む）の属する世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0	0	
B階層	●市区町村民税非課税世帯			0	0	
C階層	A階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあつては、前年度分の市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	●市区町村民税課税世帯（所得割の額）	1	均等割の額のみ	9,000（4,500）	8,800（4,400）
			2	10,800 円未満	10,000（5,000）	9,800（4,900）
			3	10,800 円以上 48,600 円未満	12,000（6,000）	11,700（5,850）
			4	48,600 円以上 57,700 円未満	14,000（7,000）	13,700（6,850）
			5	57,700 円以上 65,000 円未満	16,000（8,000）	15,600（7,800）
			6	65,000 円以上 81,000 円未満	20,000（10,000）	19,500（9,750）
			7	81,000 円以上 97,000 円未満	24,000（12,000）	23,500（11,750）
			8	97,000 円以上 121,000 円未満	28,000（14,000）	27,400（13,700）
			9	121,000 円以上 145,000 円未満	32,000（16,000）	31,300（15,650）
			10	145,000 円以上 169,000 円未満	36,000（18,000）	35,300（17,650）
			11	169,000 円以上 199,000 円未満	40,000（20,000）	39,200（19,600）
			12	199,000 円以上 229,000 円未満	43,000（21,500）	42,200（21,100）
			13	229,000 円以上 301,000 円未満	45,700（22,850）	44,900（22,450）
			14	301,000 円以上 397,000 円未満	48,000（24,000）	47,100（23,550）
			15	397,000 円以上	55,700（27,850）	54,700（27,350）

備考1 児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子どもの人数と保育の必要量によって階層を決定します。

備考2 利用者負担額を決定する基礎となる市区町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用がなかったものとして算出した額となります。なお、道府県から政令指定都市への事務移譲に伴い、政令指定都市のみ、平成30年度から市県民税所得割の標準税率が変更されました（市民税：6%→8%、県民税：4%→2%）が、利用者負担額の算定基礎となる市民税所得割は、従前の6%^{*1}で算出した額を用いることとされています。 ※1 名古屋市のみ5.7%

備考3 同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は表の（ ）内の金額となり、第3子以降は無料となります。ただし、同一生計の子どもが2人以上いる世帯で、世帯の市区町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合は、児童の年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は（ ）内の金額、第3子以降は無料となります。また、ひとり親世帯等^{*2}については、軽減制度があります。詳しくは、P.21「ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等の軽減制度」をご参照ください。

※2 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（事実婚を除く）、在宅障害児(者)等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者）のいる世帯です。

備考4 世帯の市区町村民税所得割額が57,700円以上（ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上）であっても、同一生計の児童が3人以上いる世帯で、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、利用している児童が3歳未満児（令和8年3月31日時点の満年齢）でかつ第3子以降に当たる場合は、表の額（（ ）内の額も含む）からさらに半額となります。

	算定保護者	市民税所得割額	所得割額換算（8%→6%）	世帯の所得割額	階層	利用者負担額	
例1	父	100,000円	75,000円	112,500円	C8	28,000円	保護者：岡山市民第1子（2歳児）標準利用の場合
	母	50,000円	37,500円				
例2	母	0円	0円	150,000円	C10	18,000円	保護者：岡山市民第2子（2歳児、上の子4歳児）標準利用の場合
	同居祖父	200,000円	150,000円				

利用者負担額の軽減及び減免制度について

※ 詳細は、就園管理課にお問い合わせください。

令和8年度の利用者負担額の軽減及び減免制度については、次の1～3のとおりです。

1. ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等の軽減制度

利用者負担額表によりC階層1～6と認定された世帯（世帯の市区町村民税額所得割の額が77,101円未満に限る）であって、ひとり親世帯（事実婚を除く）や在宅障害児(者)等のいる世帯は、右表のとおり利用者負担額が軽減されます。

※ ひとり親世帯等の軽減を受けるための手続きは原則不要ですが、同一世帯に障害年金の年金証書等をお持ちの方がいる場合には、就園管理課までご相談ください。

階層 区分	軽減後の利用者負担額（3歳未満児）〔単位：円／月〕		第2子以降
	保育標準時間	保育短時間	
C1	4,000	3,900	負担額表の金額から1,000円を差し引いた額の2分の1の額 0（無料） ※ 当該軽減においては、児童の年齢にかかわらず、同一生計内で年齢の高い順から第1子と数えます。
C2	4,500	4,400	
C3	5,500	5,350	
C4	7,000	6,850	
C5	8,000	7,800	
C6一部	9,000	9,000	

2. 多子世帯の軽減制度

（利用者負担額表 備考3・備考4参照）

同一世帯において「負担額算定基準子ども(★)」が2人以上いる場合で、このうち年齢の高い順から数えて2人目以降の子どもが保育施設等を利用しているときは、第2子は利用者負担額表の()内の金額、第3子以降は無料となります。

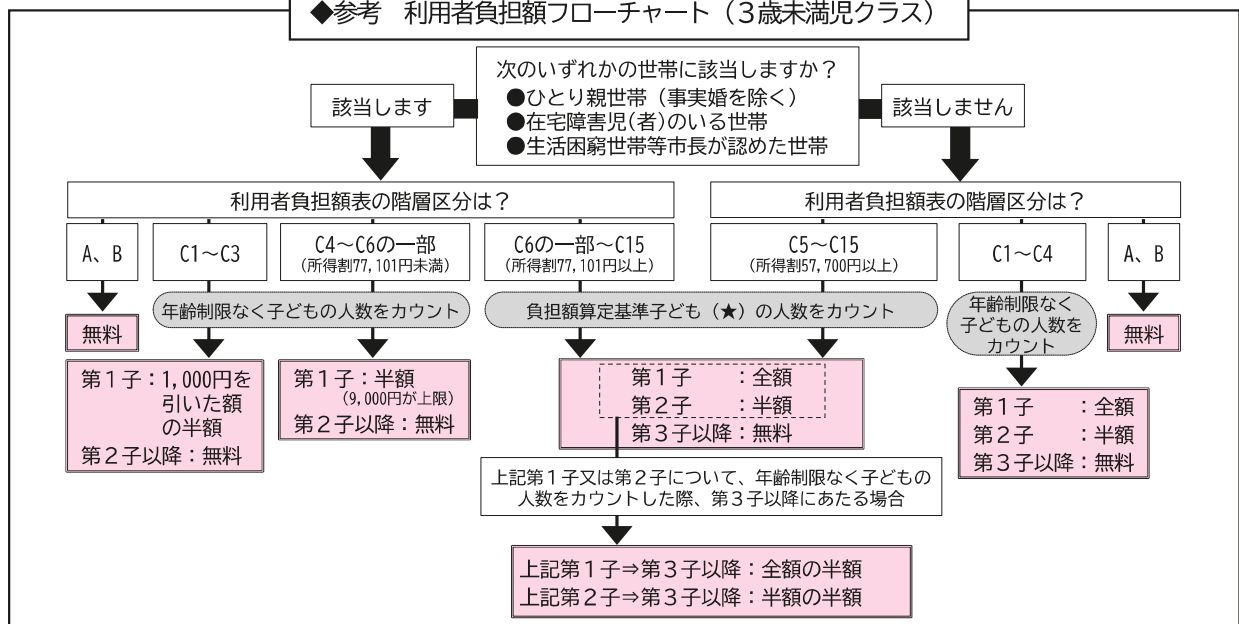
また、利用者負担額表 備考3・備考4のとおり、世帯の市区町村民税額（階層区分）や子どもの年齢・人数によって、軽減対象が拡大されます。

★ 負担額算定基準子ども

以下の施設に在籍する又は事業等を利用する小学校就学前子どもをいいます。
・保育所（認可保育園） ・認定こども園 ・幼稚園 ・特別支援学校幼稚部
・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援
・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・児童心理治療施設

※ なお、岡山市内の認可保育園、認定こども園、市立幼稚園、子ども・子育て支援新制度移行済幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業以外について通園又は利用している場合は、「利用者負担額軽減／副食費徴収免除に係る就学前こどもの利用施設申出書」の提出が必要となる場合があります。

◆参考 利用者負担額フローチャート（3歳未満児クラス）



3. その他、岡山市が実施している減免制度

下記（1）～（4）に掲げる要件に当てはまる場合は、申請により利用者負担額が減免される場合があります。

- （1）非自発的な失業、休業又は離職（自己都合による退職、転職などは除く）により、世帯の収入が著しく減少した場合
- （2）疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合
- （3）火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合
- （4）児童が伝染病（風しん、水痘、結核など）により出席停止の指示を受け、月の初日から末日まで登園することができなかった場合

※ 利用者負担額の減免を受けるには、年度ごとに申請が必要です。年度を遡って減免を適用することはできません。

利用者負担額等の納付について

保育施設等は、国・岡山県・岡山市の負担（税金）と保護者の負担（利用者負担額）により運営されています。利用者負担額は必ず期限までにお納めください。なお、利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分（財産の差し押え等）をする場合があります。

共通事項	◇ 登園の有無にかかわらず、利用月ごとに利用者負担額全額を納付する必要があります。 ◇ 施設区分（保育園、認定こども園）が変更となる場合には改めて口座振替の手続きが必要です。 ◇ 年度途中に何らかの理由で、利用者負担額を遡って変更した場合、納付額が不足する場合は一括して追加徴収し、過納の場合は未納の利用者負担額へ充当もしくは還付します。*
認可保育園 市立認定こども園	原則口座振替での納付 ◇ Web 口座振替受付サービスにより申込みいただくか、口座振替納付依頼書にて取引先金融機関で手続きしてください。口座の登録完了後、振替の開始月を別途、お知らせします。 ◇ 口座振替は毎月末日（ただし、12月 は 25 日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）に当月分を振替します。 ◇ 口座の登録が完了するまでの間、もしくは口座振替ができない事情がある場合は、納付書により利用者負担額を納めてください。納期限は口座振替と同様です。 ◇ 納付義務者を変更した場合又は認可保育園から市立認定こども園に転園した場合（反対も同様）は、継続して口座振替ができませんので、新たに手続きが必要です。 ◇ 納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を送付します。 ◇ 3歳以上児クラスは、延長保育料と副食費それぞれで口座振替の手続きが必要です。（市立園のみ）ただし、副食費の口座振替の手続きは、口座振替納付依頼書でのみ可能です。（Web は不可）
私立認定こども園 地域型保育事業	◇ 利用者負担額は、各施設・事業所が徴収します。各施設等のルール（口座振替など）に従ってお支払いください。

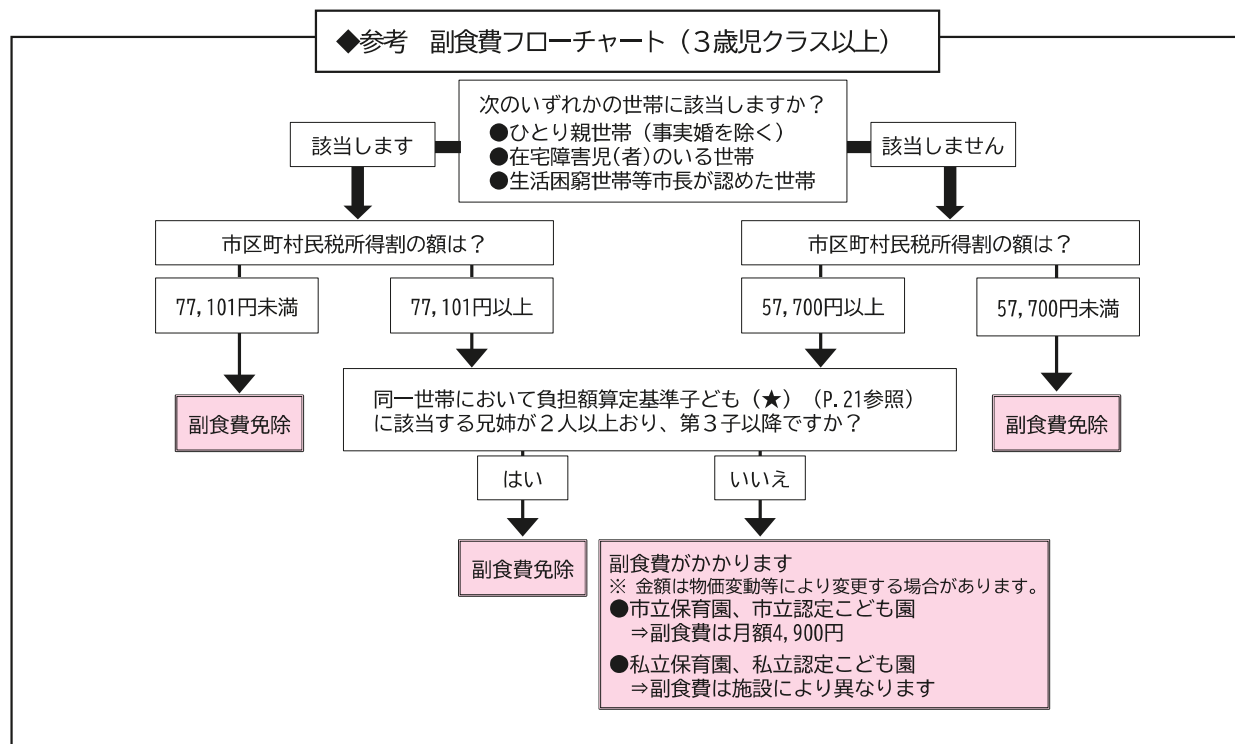
※ 認可保育園・市立認定こども園を利用し、口座振替をご利用の場合、変更後に納付額が不足した場合には、一度に追加徴収分を引き落としします。

給食費（副食費）について

認可保育園、認定こども園を保育利用（3歳児クラス以上）している場合、給食費（副食費）を施設へ直接支払っていただきます。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子ども（負担額算定基準子ども（★）（P. 21 参照）に該当する兄弟が2人以上いる場合は、給食費のうち副食費（おかず、おやつ代）が免除されます。

※ 主食費は免除されません。

給食費（副食費）の額、納付方法等は、各保育施設等にお尋ねください。



注 意 事 項



必ず確認を！

利用開始後

- 保育施設等の利用開始当初は「**ならし保育**」があります（おおむね2週間以上）。ならし保育の期間やお迎えの時間については、保育施設等にご相談ください。ならし保育でも1か月分の利用者負担額が必要となります。
- 登園がない月が2か月以上続いた場合は、退園していただく場合があります。
- **保護者および児童が市外へ転出する場合は退園**となりますが、利用月の1日時点で岡山市に住民登録があればその月の末日まで通園中の保育施設等を利用できます。なお、翌月以降の利用を希望する場合は、すみやかに就園管理課へご相談ください。（P.15「広域利用について」参照）
- 教育・保育給付認定満了を迎える月の原則15日までに必要書類を提出し、翌月以降の認定を受けてください。
- 満3歳の年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の支給認定証を岡山市から送付します。

内容に変更がある場合

内容	必要書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があるとき	変更届※
「保育の必要性」の事由に変更がある場合 （施設の利用を開始後、年度途中に出産する場合や、転職、勤務時間の変更等含む）	変更届 P.9に掲載の「保育の必要性」の事由がわかる書類一覧表内の該当する必要書類
退園する場合	退園等届出書（締切：退園する月の20日まで） 例：4月30日まで通う場合、4月20日までに退園等届出書を提出 退園等届出書の退園年月日には5月1日と記入。

※ 婚姻（離婚）の場合、婚姻（離婚）日が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等が必要です。婚姻により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の就労証明書等も必要です。離婚の場合、ひとり親に関する確認票のご提出が必要です。また、児童の健康保険上の扶養者について変更がある場合は、変更届で申告してください。

